水産加工業者向けの漁業信用保証・保険制度の利用促進に 向けての検討状況

〇 水産加工業者向けの漁業信用保証・保険制度の利用促進について、 「水産加工業者向け漁業信用保証・保険制度利用促進検討会」を立ち 上げ、第1回検討会を令和元年9月11日(水)に開催した。

令和2年2月頃に検討会としての中間取りまとめを行う予定で、検討を進めているところ。

令和元年9月11日農林漁業信用基金漁業部門

水産加工業者向けの漁業信用保証・保険制度の利用促進検討会について

1. 検討会の趣旨

水産加工業者向けの漁業信用保証・保険制度の利用が低調なことから、 漁協系統金融機関による融資の拡大や民間金融機関による漁業信用保証・ 保険制度の利用拡大を図るための検討を行う。

2. 検討会構成メンバー

(敬称略)

		/ MY 1.1. EH /
所属	役 職	氏 名
農林中央金庫	執行役員JFマリン	木村 吉男
	バンク部長	(きむら よしお)
全国漁業協同組合連合会	専務理事	中平 和典
		(なかひら かずのり)
全国漁業信用基金協会	専務理事	藤井 富美雄
		(ふじい ふみお)
全国水産加工業協同組合連合会	常務理事	提坂 猛
		(さげさか たけし)
水産庁漁政部水産経営課	課長	清水 浩太郎
		(しみず こうたろう)
(独)農林漁業信用基金	理事	伊佐 広己
		(いさ ひろみ)
	理事	森島 和正
		(もりしま かずまさ)

3. 今後の予定

第1回 令和元年9月11日(水)10:30~

議題:水産加工業者向けの融資及び漁業信用保証・保険制度の利用の現 状と課題について

第2回 令和元年12月

議題:水産加工業者向け融資の拡大及び漁業信用保証・保険制度の利用 拡大の方策

第3回 令和2年2月 (中間取りまとめ)

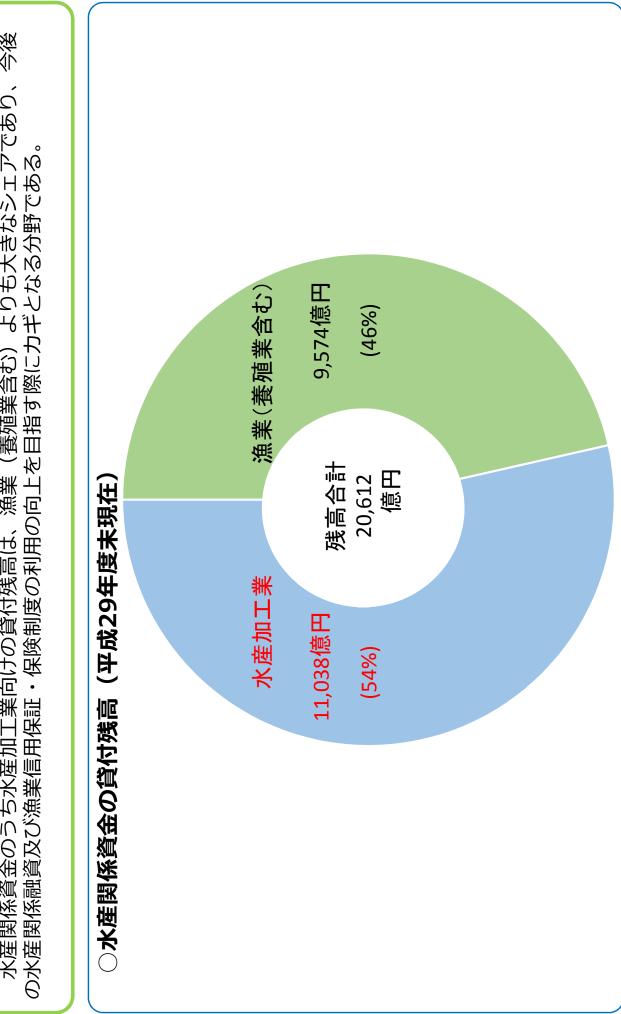
水産加工業者向けの現状と課題について

独立行政法人農林漁業信用基金 (漁業信用保険業務)

令和元年9月11日

1. 水産関係資金の融資の実態

水産関係資金のうち水産加工業向けの貸付残高は、漁業(養殖業含む)よりも大きなシェアであり、今後の水産関係融資及び漁業信用保証・保険制度の利用の向上を目指す際に力ギとなる分野である。



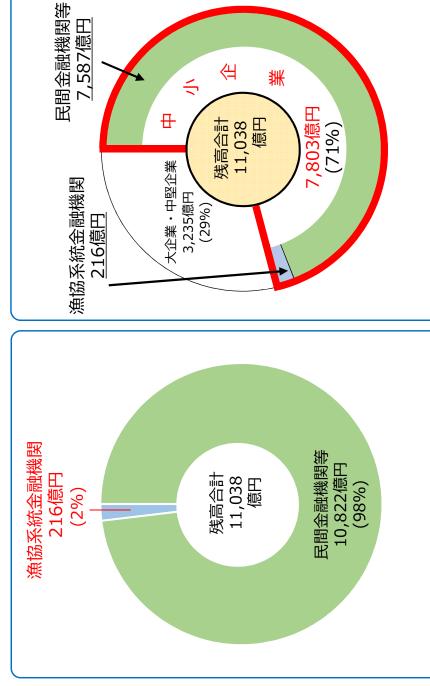
資料:日銀「日銀作成統計(貸出先別貸出金)」、経産省「工業統計表(産業別統計表)」、水産庁業務資料、全漁連業務資料をもとに(独)農林漁業信用基金にて推計。

2. 水産加工業者への融資と漁業信用保証・保険制度の利用実態

*この7,*803億円を融資機関別で見ると民間等7,587億円(97%) 、漁協系統216億円(3 %)と、水産加工業者 の資金需要は、民間金融機関等による融資が圧倒的なシェアを占めており、漁協系統金融機関における融資は 水産加工業者への貸付残高11,038億円のうち、中小企業向けは7,803億円で71%を占めている。 極めて僅少である。

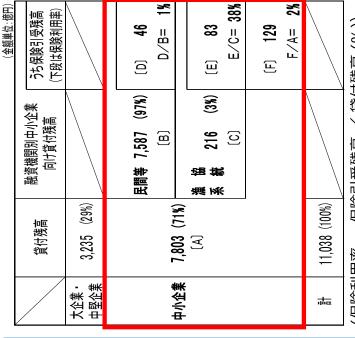
資金需要に対して制度の利用は低調となっている。 漁協系統 ー方、中小企業向け貸付残高に対する漁業信用保険引受残高の割合は民間等 1 %(46億円)、 38%(83億円)、合計で全体の2%(129億円)に過ぎず、

○水産加工業への貸付残高(平成29年度末現在)



出

牃



※ 保険利用率は、単位未満を四捨五入している。 貸付残高 (%)) (保険利用率 = 保険引受残高

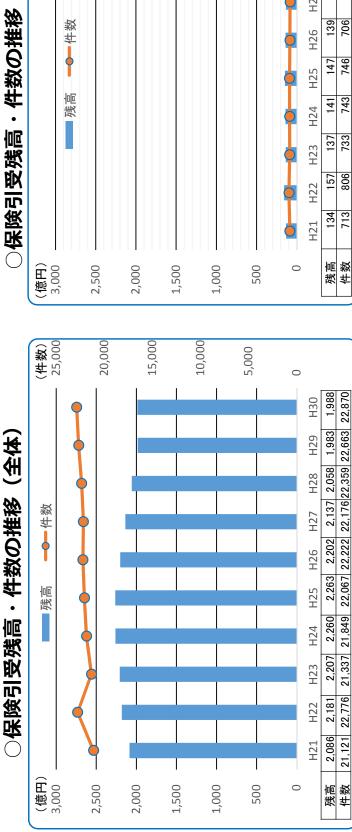
資料:日銀「日銀作成統計(貸出先別貸出金)」、経産省「工業統計表(産業別統計表)」、水産庁業務資料、全漁連業務資料をもとに(独)農林漁業信用基金にて推計。

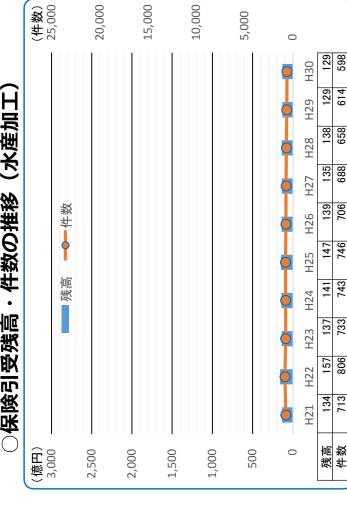
က

漁業信用保証・保険制度の利用が低調な要因①

(第7回漁業信用保険業務運営委員会(平成31年3月13日開催)資料から抜粋) 水産加工業者向けの漁協系統融資・保証において、大きな代位弁済事故があり、また、近年、水産 保険事故率が上昇傾向にあることから、水産加工業者に対する強いアレルギーがあるのではないか。

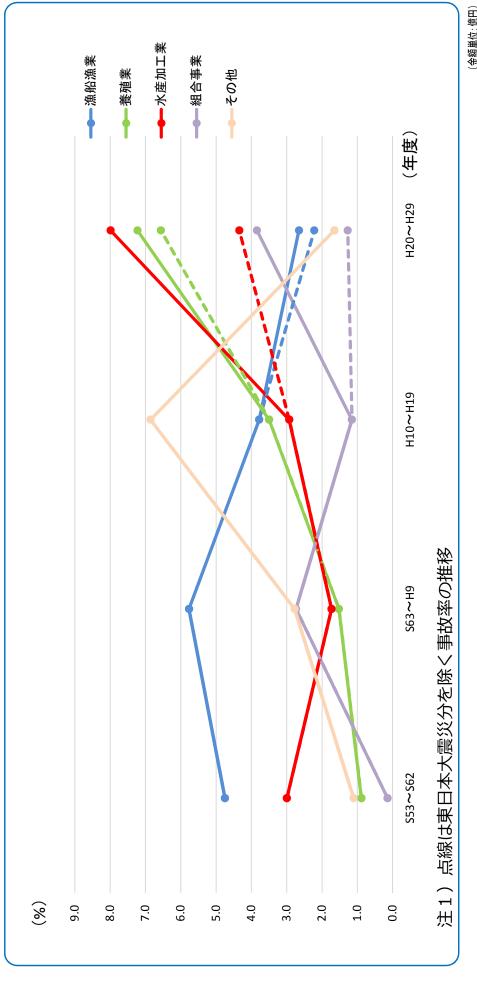
- 平成30年度末の漁業信用保険引受残高1,988億円のうち水産加工業向け残高は129億円のみであり、保険引 受件数についても、22,870件のうち水産加工業向けは598件しかなく、極めて低調な利用となっている。
 - 低調な利用となっている水産加工業向けの保険引受について、平成21年度から更に減少傾向で推移してい 2
- 漁業信用保険制度における水産加工業の保険事故については、他の業種に比べて高く、さらに近年増加傾向 ŵ
 - 上記1~3のような実態からも、水産加工業に対する強いアレルギーが根強いことがうかがえる。 で推移している。





出典:(独)農林漁業信用基金調べ

○ 業種別事故率の推移



																		7		\ \ \ \ \ \
		S53~S62			S63∼H9			H10~H19				H20∼H29				全期間	開(S53~H29)	H29)		
	本業	累計	事故率	丰業	丰業	事故率		本本	事故率	播		累計	事故率	p. ct	無點		丰縣		事故率	
	弁済額(A)	代弁額(B)	(B/(A+B))	弁済額(A)	代弁額(B)	(B/(A+B))	弁済額(A)	代弁額(B)	(B/(A+B))	弁済額(,		代弁額(B)	(B/(A+B))	(()	弁済額(A)	_	代弁額(B)		(B/(A+B))	<u> </u>
漁船漁業	13,335	999	4.8%	9,229	202	5.8%	7,868	308	3.8%	4,290	(4,285)	117 (97)	2.7%	(2.2%)	34,721 (34	(34,717)	1,656 (1	(1,636)	4.6%	(4.5%)
養殖業	4,214	38	0.9%	4,033	62	1.5%	3,254	118	3.5%	2,349 (2	(2,343)	183 (165)	7.2% ((89.9)	13,851 (13	(13,844)	401	(383)	2.8%	(2.7%)
水産加工業	1,489	46	3.0%	978	17	1.7%	1,046	32	2.9%	553	(549)	48 (25)	8.0%	(4.3%)	4,066 (4	(4,061)	143	(120)	3.4%	(2.9%)
組合事業	916	1	0.1%	852	24	2.7%	973	11	1.2%	1,087 (1	(1,075)	43 (14)	3.8%	(1.3%)	3,827 (3	(3,815)	80	(21)	2.1%	(1.3%)
その他	209	2	1.1%	203	9	2.8%	139	10	6.9%	116	(116)	2 (2)	1.7%	(1.7%)	899	(899)	20	(50)	3.0%	(3.0%)
1	r:H:M + / / ※単一十日半11十 / / / / / / /	H - - -	√ 1 + ⟨ / ///:	1																

注2) () 内は東日本大震災分を除いている

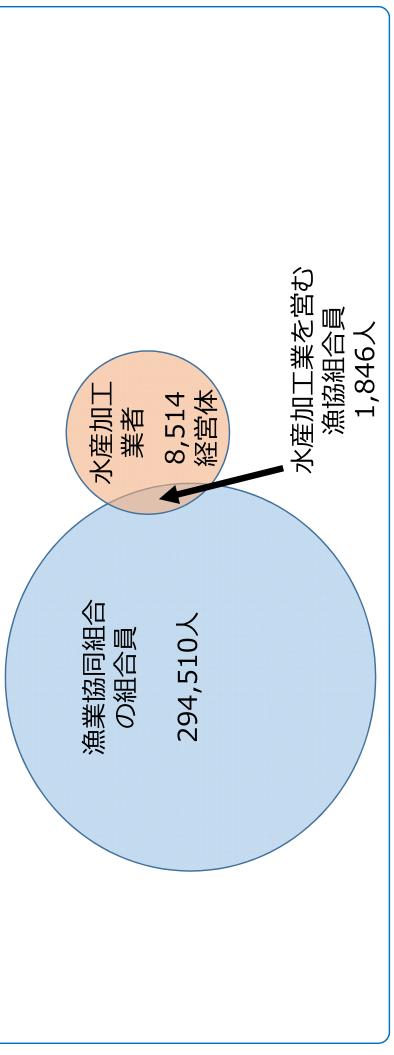
漁業信用保証・保険制度の利用が低調な要因②

漁協系統金融機関は漁業協同組合の組合員向け融資には積極的であるが、水産加工業者は必ずしも組合員で はないこともあって、水産加工業者への融資が低調なのではないか。

資料から抜粋) (第7回漁業信用保険業務運営委員会(平成31年3月13日開催)

- 平成29年における全国の漁業協同組合の組合員294,510人のうち、水産加工業者は1,846人と極めて僅少 であり積極的に融資を推進する分野にはなっていない。
- 一方で漁協系統金融機関は組合員の貯金等を原資として融資を行っていることから、漁業協同組合の組合員 の大宗を占める漁業者へは積極的に融資を行っている。

○水産加工業を営む漁協組合員数(平成29年度末現在)



漁業信用保証・保険制度の利用が低調な要因③ **.** ∽

長らく水産加工業者への融資、債務保証の実績が乏しくなってきていることに伴い、漁協系統金融機関や漁 資料から抜粋、 債務保証を行う上でのノウハウが低下してきている面があるのではないか (第7回漁業信用保険業務運営委員会(平成31年3月13日開催) 盟歐、 業信用基金協会は、

当基金が行った複数の県域の金融機関等へのヒアリングにより、以下のような実態が判明した。

金融機関にとって水産加工業者は食品産業分野の1つであり、同業の保証は信用保証協会を利用するのが 基本となっていること。

漁業信用保証・保険制度は例外的(信用保証協会の保証枠を超過する場合等)に利用していること。 **(7**)

金融機関や水産加工業者にとって、信用保証協会と比べて漁業信用保証・保険制度の認知度は低いこと。 \odot

金融機関にとって信用保証協会を利用するメリットが大きいこと(迅速な審査体制、使い勝手の良い商品 開発を常に行っている事、信用保証協会による金融機関向けの勉強会の開催等) 4

以上のような実態に加え、漁協系統金融機関による融資及び漁業信用保証・保険制度の利用が僅少であり、 特定の県域でのみ融資・保証が行われていることから、ノウハウが低下しているものと考えられる。 なし、 \sim

保険引受残高上位10協会(支所)の水産加工業者数(平成29年度末現在) 0

順位	協会(支所)	保険引受 (平成29年度	保険引受残高 成29年度末現在)	水産加工業を営む、終時代数
		経営体数	金額(百万円)	压扣 予数
1	全国(静岡支所)	122	3,852	701
2	宮城県	48	3,581	354
3	全国(岩手支所)	18	1,005	164
4	全国(三重支所)	12	929	236
2	全国(兵庫支所)	33	554	254
9	長崎県	38	477	465
7	鹿児島	20	441	381
8	熊本県	14	429	170
6	茨城県	2	389	236
10	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	16	315	104

(独) 農林漁業信用基金調べによる。 注) 水産加工業者については、平成28年度水産加工業経営実態調査報告書(水産庁)、保険価額残高については、

漁業信用保証・保険制度の利用促進に向けた条件整備

課題

- 漁業信用保証・保険制度の 漁協系統金融機関による水産加工業者向け融資の拡大は考えられないか。その際、 利用を図るためには、どのような条件整備が必要か。 Θ
 - 民間金融機関等による水産加工業者向け融資において、漁業信用保証・保険制度の利用拡大を図るためには、 どのような条件整備が必要か

資料から抜粋 第7回漁業信用保險業務運営委員会(平成31年3月13日開催)

- 一部の県域を除き漁協系統機関は水産加工業者への融資 には慎重であることや水産加工業者のメインバンクが民間金融機関となっているため、その民間から融資を受けて 当基金が行った金融機関等へのヒアリング等を通じて、 いる実態が改めて確認できた。
- また、民間金融機関から信用保証協会による債務保証が選ばれる理由は、信用保証協会によるきめ細やかなサー ビスの実施及び豊富な金融商品を開発しており、金融機関にとって大きな魅力があるためという実態が判明した。

上記の課題を乗り越えるためには、以下のような条件整備が必要である。 以上のような実態を踏まえ、

- ① 漁協系統金融機関における水産加工業者向け融資の伸長
- 水産加工業者のメインバンクたる民間金融機関の金融商品に対抗できるだけの金融商品(資金)がなければ漁協 系統金融機関の融資の伸長は困難であるため、水産加工業者にとって魅力のある資金を開発する必要があることか 国による支援(制度改正や予算措置)も含めて、必要な条件整備を図ること。 Ś
- 民間金融機関による漁業信用保証・保険制度の利用促進 (7)
- 漁業信用基金協会は信用保証協会にマンパワーでは圧倒的に劣っており同レベルのサービスを行うことができな いため、信用保証協会の商品以上に水産加工業者及び金融機関にとって魅力のある金融商品を開発する必要がある も含めて、必要な条件整備を図ること。 国による支援(制度改正や予算措置)

各県域の金融機関及び漁信基へのヒアリング概要

(参考)

水産加工業の保険引受が多い10県のうち、特に保険引受残高が多い2県、保険引受残高が少ない1県及び近年同業への融資に力を入れ始めた1県の金融機関・漁信基に対するヒアリングを行った。その詳細は次のとおり。

信用保証協会と漁業信用 漁業信用基金協会の保証 基金協会のどちらの保証を の利用率が低い要因等 利用しているか	・原則として、漁信基の保証を利用。 ・例外的に信用保証協会を利用(漁 証を伸ばすためには、漁協系統金融信基に断られた案件等)。 機関が融資を増やすことが必要不可久。	その街	・当方の取引先は100%が信漁連であり、民間金融機関との取引はない。
金融機関における信用保証 4 制度を利用する際の基準 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・漁業近代化資金に限り100%漁信基保証。・経営状況が良い先は保証なしの場合が多い。・その他は個別判断。	利用実態	
金融機関における水産加工向け融資の実態・推進方策	・遠洋漁業の衰退に伴う貯貨率の低下を背景に、昭和61年から水産加工業向け融資を推進してきた経緯があり、現在も漁業近代化資金をメインに融資を推進している。	保証制度の利用実態	・保証残高に占める水産加工業の割合は約4割。
過	A 無	采 櫢 名 ӵ 関 み	A協会

漁業信用基金協会の保証の利用率が低い要因等	【①・②共通】 ・信用保証協会とは長期の付き合いがあり、信頼関係が構築されている。 ・信用保証協会は幅広い業種を対象 としており、銀行として利用しやすい。 ・銀行内部や顧客として、信用保証協	会と比較すると漁信基は認知度が低い。 ・信用保証協会の制度はHPから申請書を簡易に入手できるなど、顧客目線で使い勝手が良い工夫がなされている。 ・信用保証協会と漁信基の制度を比べて、料率や審査等に大きな違いはない。	その街	9割が国の震災補助金の対象案件と
信用保証協会と漁業信用 基金協会のどちらの保証を 利用しているか	・水産加工業は食品製造業であり、同業の保証は信用保証協会を利用するのが基本。・例外的に漁信基の保証を利用(信用保証協会の保証を利用(信用保証協会の保証枠を超える場合等)。	・水産加工業は食品製造業であり、 同業の保証は信用保証協会を利用 するのが基本。 ・例外的に漁信基の保証を利用(信 用保証協会の保証枠を超える場合 等)。 ・水産加工業向け融資残高に占める 保証の利用実態は、保証機関の利 用なし83%、信用保証協会の利用 15%、漁信基の利用2%、その他 0.3%。	£0.	・水産加工業向けの保証残高のうち約9割が国の震災補助金の対象案件となっている。
金融機関における信用保証制度を利用する際の基準	・個別の経営状況等で判断している。	・個別の経営状況等で判断している。)利用実態	よ約3割 。
金融機関における水産加工向け融資の実態・推進方策	・水産加工業者向けの融資は行って いるが、食品製造業の括りに含まれ るため、水産加工業融資について特 段推進はしていない。	・顧客の8割が水産加工業者であり、 水産加工業向け融資を推進している。 ・平成30年度末の水産加工業者向け 融資残高は350億円と推計。	保証制度の利用実態	・保証残高に占める水産加工業の割合は約3割。
海	B票 (四間)	思思(2)	保 	B 格 令

漁業信用基金協会の保証の利用率が低い要因等	・漁信基の保証制度については、営業店の職員も詳しく知らないので、制度やメリットについて周知すべき。 (ユーザー目線による(どういう場合に使えるか、金利や保証料率は何%かなど)パンフレットがあればいい。)・信用保証協会は、事前内諾、審査のスピード、使い勝手のよい商品の開発を心がけている上に、若手行員向けに実務や制度についての勉強会開催などしてくれているが、漁信基にはこうしたものがない。	・これまで水産加工業者と接点をもっていなかった。今後は、漁協や県漁連から情報提供してもらいながら浜との接点を強化していきたい。
信用保証協会と漁業信用 基金協会のどちらの保証を 利用しているか	・基本は信用保証協会。・信用保証協会の方は、プレシート(決算状況による事前相談)で通れば2~3日で内諾がもらえ、本審査においても覆ったことはない。	・基本的に水産加工業者はメインバンクを持っており、必要な際は信用保証協会を利用。
金融機関における信用保証制度を利用する際の基準	・貸付先が債務超過先や2年連続赤字先であって財務状況が改善していないと認められる場合(ただし、一過性の赤字は除く)及び要注意先の場合に利用している。	・近代化資金2号(設備)を利用する際は県を含めた審査委員会の承認が必要。本年6月にカキ加工場建設に近代化資金による系統融資・保証付きを実施した。
金融機関における水産加工向け融資の実態・推進方策	・医療や介護など成長分野に推進するよう営業店には言っているが、水産加工業については特に推進を考えていない。	・平成31年3月に信漁連でアクション プラン(漁業金融編:水産加工業舎む)を作成。漁業者が減少する中、系統資金で水産加工業者への設備資金の融資を伸長していきたい。
県域	C 清域 (田間)	可 順 選 協 統